

令和7年11月第5回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第8号
受理年月日	令和7年11月17日
件名	生活保護基準引き下げによる不利益の是正と謝罪・補償を求める請願書
請願者の住所及び氏名	三重県松阪市新座町1056番地 生活と健康を守る会内 松阪・多気地域社会保障推進協議会 代表 内田 茂雄
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	殿村 峰代 海住 恒幸 久松 倫生

請願第8号

令和7年11月17日

松阪市市議会議長 濱口 高志様

松阪・多気地域社会保障推進協議会

松阪市新座町1056番地(生活と健康を守る会内)

連絡先 0598-23-4515

代表 内田茂雄

紹介議員

久松倫生・殿村峰代 海佐恒幸

生活保護基準引き下げによる不利益の是正と謝罪・補償を求める請願書

〔請願趣旨〕

2025年6月27日、最高裁判所は大阪・愛知「いのちのとりで訴訟」において、国による生活保護費引き下げ処分を「違法」と断じる判決を言い渡しました。

この判決は、2013年から行われた生活保護基準の引き下げが、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害していたことを明確に示したものです。

この間の基準引き下げにより、松阪市においても、生活保護を受けながらも食費や電気代などの生活費に苦しむ方など、暮らしの根幹を脅かされてきた方々が少なくありません。今回の最高裁の判決は、国の行政裁量に限界を示し、「最低限の生活を保障する責務」が国にあることを改めて明確にしました。最高裁判決が確定した今、これらの方々に対して国は速やかに謝罪と補償を行う必要があります。

生活保護基準は、あらゆる社会保障の基準となるもので、市民生活全体に深くかかわります。地方自治体として、命と暮らしを守り、地域社会の公正と人権を守る立場から、松阪市議会におかれましては、国に対して次の意見書を提出していくだくよう求めます。

〔請願項目〕

1. 2013年からの生活保護基準引き下げにより不利益を被ったすべての生活保護利用者に対し、国は速やかに謝罪と必要な被害回復措置を行うよう、意見書を上げてください。

